

高柳町区香典規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高柳町区域内に居住する会員及びその親族の死亡に伴う香典の取扱いについて定めるものとする。

（対象者）

第2条 本規程において会員及び親族とは、次の各号に該当する者をいう。

- （1）会員とは、現に高柳町区内に居住しており、自治会規約第7条に定める会費を納めている世帯の世帯主をいう。
- （2）親族とは、会員の配偶者、子ども及び会員とその配偶者の直系尊属で、会員と同居している者をいう。
- （3）前号にかかわらず、親族が病気その他やむを得ない事情により病院その他施設に入所しているときは、対象者としてみなすことができる。

（香典の額）

第3条 香典の額は、1万円とする。

（告別式への参列）

第4条 会員及び親族が死亡したときは、原則として自治会長等が告別式等に参列し、香典を届けるものとする。

2 前項にかかわらず、会員及び親族が死亡したことが告別式等の後に判明したときは、自宅等に出向き香典を届けるものとする。

（組長の役割）

第5条 組長は、当該組内の会員及び親族が死亡したときは、当該者の氏名、住所、死亡日、告別式の場所等を速やかに自治会長に報告するものとする。

（委任）

第6条 この規程に定めのない事項については、自治会長が役員会に諮り、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。